

議案第70号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

新小岩地域活動センターの別館施設を設置し、使用料を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「及び地域コミュニティ施設地域活動センターレク・イベントスペース」を「並びに葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センターレク・イベントスペース及び別館多目的ひろば」に改める。

第17条第1項中「、地域コミュニティ施設新小岩地域活動センター」を「、葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センター」に改め、同項第1号中「者」の次に「（別館多目的ひろばを利用する者及び付帯設備のみを利用する者を除く。）」を加える。

別表第1の5の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センターの項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設 新小岩地域活動センター	多目的ホール	東京都葛飾区西新小岩四丁目33番2号
	レク・イベントスペース	
	活動室1	
	活動室2	
	活動室3	
	活動室4	
	活動室5	

	活動室 6	
	調理室	
	和室	
	スタジオ	
	視聴覚室	
	音楽室	
	駐車場	
	別館多目的ひろば	東京都葛飾区新小岩一丁目 45番 1 号

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例の規定による使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前において行うことができる。